

函館地方裁判所委員会（第35回）及び函館家庭裁判所委員会（第35回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成30年7月10日（火）午後3時00分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

地裁委員 阿部司，大桃誠，小林周平，佐藤正基，島野潤一，弘末和也，布施雄士

家裁委員 阿知波健一，岩山勝則，川上裕子，神林真里，工藤千香，清野真里，高久佳也，橋本健，百合拓泰

兼務委員 石栗正子

説明者 函館簡裁簡裁判事（司掌）桐忠裕，函館地裁民事首席書記官福原茂，同事務局長井川雅寛，同事務局次長鍋谷能文，函館家裁事務局長片桐芳孝，同事務局次長荒川和良

庶務 函館地裁事務局総務課長久保昌央，同総務課課長補佐小森裕介，函館家裁事務局総務課長吉村悟，同総務課庶務係長齋藤豊

4 議題

「民事調停事件の利用促進策について」

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 委員長代理の指名

委員長は地方裁判所委員会の委員長代理として布施委員を指名した。

(3) 裁判所における職員の人材育成等についての報告

前回の委員会「裁判所における職員の人材育成等」の中での意見・提案を基に実施した取組について報告した。

(4) 民事調停事件の利用促進策について

ア 民事調停手続の説明

イ 民事調停事件（新受件数）の全国的動向及び函館管内の動向

ウ これまでの函館における民事調停制度の利用促進策

（ア）最高裁判所ウェブサイトでの民事調停手続の案内（動画付き）

- (イ) 民事調停をテーマとした市民講座
- (ウ) 町役場の町民相談担当部署に対する調停制度についての説明並びに町民に対する有効な広報の在り方の打合せ及びその結果

エ 現在検討中の民事調停制度の利用促進策

- (ア) 調停制度の概要を函館管内の市町の広報誌に掲載依頼
- (イ) 函館管内の各自治体の相談員に対する民事調停制度の説明
- (ウ) 法テラス函館の相談員に対する民事調停制度の説明
- (エ) 函館市消費生活センターの相談員に対する民事調停制度の説明

オ エ以外の民事調停制度の利用促進策

- (ア) 市民講座及び講師派遣の活用並びに有効な広報の検討
- (イ) 民間団体に対する民事調停制度説明会の開催
- (ウ) その他の民事調停制度の利用促進策

(5) 意見交換

別紙のとおり

(6) 次回委員会について

ア 地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の合同開催

イ 日 時 平成30年12月6日(木)午後3時

ウ テーマ 「利用しやすい成年後見制度について」

以 上

別 紙

【意見交換】

「各自治体の相談員を対象とした説明会を実施することについて」及び「民間団体を対象とした説明会を実施することについて」

(委員)

函館市消費生活センターの相談員が、民事調停制度の説明を受けることについては、担当の係へ話をしておきたいと思う。広報誌への掲載については、特段の問題はないと思われる。

(委員)

相談窓口は、毎日ではないが設けており、できる限り分かりやすい説明ができるよう、態勢作りをしているところである。

(委員)

先ほど話のあった2町に対する今後の広報の計画について確認したい。今後、広報誌に、二、三か月に1回、調停手続の案内の掲載を依頼することを考えているということでしょうか。

(裁判所説明者)

民事調停及び家事調停の各手続の案内と、各簡易裁判所及び家庭裁判所出張所の連絡先を掲載していただくことを考えている。

(委員)

例えば、債務の相談について、消滅時効を援用すれば解決するのではないか、という案件の場合に、相談を受けた裁判所の職員が、調停の申立書に消滅時効について記載した方がいいということまで踏み込んで案内することは可能か。

(裁判所説明者)

裁判所ができることは手続の案内に限られているため、手続案内の範囲での回答となり、踏み込んだ法律相談には応じることができない。

(委員)

函館簡裁では、民事調停を案内、担当している職員は何人くらいいるのか。

(裁判所説明者)

民事調停を担当している職員は、訴訟と兼務であるが、書記官2人、事務官1人がおり、訴訟や調停等の受けの担当は書記官1人、事務官1人である。管内の裁判所についても、書記官が1人のほか、事務官が1人以上いる。

(委員)

法テラスの相談員は、受けた相談を弁護士につなぐかどうか、という点を考えて対応しているが、相談内容から調停手続に向いていると思ったときに、これを裁判所に案内する裁量が相談員にあるかどうかを、法テラスに確認した方がいいと思う。

民間の団体へ向けて広報をすることが、裁判所の中立性の視点からどのように受け止められるのかについては、別に金銭の授受があるわけでもなく、公的な制度の案内をするだけなので、個人的には、問題があるとは思わない。積極的に広報を行って、利用者が増え、困っている人の助けになる方がいいと思う。

(委員)

平成10年代後半から、件数が少なくなり、横ばいになっている原因として、各業界でADRが利用されるようになり、法律的な知識がない中でも解決しているという実情があるのではと思う。民事調停というと、法律的な知識が必要だと思ってしまうのではないか。実際に調停手続を利用しているが、添付書類がほぼ訴訟と変わらないと考えているので、この点をもっと簡便になればいいと思う。

広報の点では、専門家や一般市民を含めた世の中全体に、訴訟と違う解決策があるということ、話し合いで解決できる方法があるということを知ってもらうために、テレビやラジオ等で広くアピールすることが大切ではないか。

(委員)

10年ほど前から調停協会が独立した団体となり、どのように皆さんに調停制度を知ってもらうか広報の在り方を考えてきた。札幌等、大きなところではテレビ等を利用して広報しており、函館は、当時、会長が弁護士でもあったので、法テラスにパンフレットを備え置いてもらったり、裁判所の所長が着任時にラジオのFM番組に出演して調停制度について説明してもらうなどしたが、なかなか広報が続かなかった。裁判所が、このように広報活動に力を入れていたことを知らなかったので、少し驚いたところである。町役場等に出向いて、積極的に広報していただくことは、非常にありがたいと思う。

調停協会は、最高裁からの委嘱事業として、毎年、無料の調停相談会を実施している。昨年からは、函館市で実施することとしており、昨年は18件の相談があった。このような相談会を通じて、調停制度を理解してもらい、裁判所が遠く、頑なであるというイメージを取り除いていきたい。

(委員)

訴訟の手前で調停がある，ということであるが，調停があるということを知らないので，その利用につながっていないのだと思う。広報という点では，多少の費用は掛かったとしても，やり続けることが大切だと思う。企業訪問等により，まずは制度を知ってもらう，ということを考えてはどうか。

（裁判所説明者）

一般の企業に，裁判所の職員が行き，制度の説明をするということについて，特に違和感はないか。

（委員）

過去に例はないが，要は，制度があるということを広めたいという目的であって，これを断る理由はないと思う。

（委員）

調停制度を紹介するDVDや，パンフレットの内容が地味だと思う。よく役所に置いてあるリーフレット，という感じに見える。悩みのある人が，こういったものを手に取るのだろうが，もう少し目を引く感じにして，内容も分かりやすくしてほしい。DVDも，いかにも役所が作ったという感じがする。

（裁判所説明者）

広報効果を考えたときに，インパクトが少ないということか。

（委員）

見た目の問題もあると思う。もう少し，デザインや目の引き方等，同じ広報をするにしても，工夫をされた方がいいと思う。

（委員）

民間団体に広報に行くことはいいと思うが，事前に広報の内容を説明し，要望等を聞くアンケートを実施する等の準備が大切だと思う。団体に説明をした後，説明を聞いた人がさらに説明をすることになると難しいと思うので，事前の準備が必要だと思う。

（委員）

P T Aの研究会で裁判所を利用したことがあり，最初は敷居が高く，玄関前で引いてしまう様子であったが，その後，職員の説明を聞くなどして，印象良く帰ったことがある。子どもの健全育成のためには，家庭の安定が大切なので，何かできることはないかと考えているところである。

広報の点では，調停制度のことは知らない人が多いし，裁判はお金が掛かり，裁判所は余

り行くところではないという印象があることから、まずは、分かってもらうことが大切ではないかと思う。

(委員)

あいよる21には、民生委員や福祉団体の事務局があるので、そのような方々に対する広報には協力できると思う。

(委員)

最近の傾向として、トラブルが発生する前に、不安を感じていたり、弱い立場にある場合に、ウェブサイトで検索して、トラブルを回避するという方法を取る方がいるのではないか。調停手続は、やはり遠い存在で、面倒な感じがするので、提出する書類等を簡便にすることが必要ではないか。全く知識のない人、弱い立場の人でも、手続に入っていける、ということ案内するためには、簡便さもPRの中には入れるべきだと思う。調停委員については、調停で話合いの対象となる問題に詳しい方が選ばれるのかどうか、というのが分からないので、この点の説明もあるといいと思う。また、近年、少ない件数の中でも実際に申立てがされている問題について、これに関連する企業等とリンクして、広報を試みるのもいいのではないか。

(委員)

個人情報等があるので、具体的なものではなく、例えば、昨年の大雪、建築、土地等のテーマで考えるといいと思う。例えば、過払金の問題については、連日のCMで刷り込まれるように頭に入ってくるが、全く知識がない人でも、ここに問い合わせれば何とかなるかもしれない、と思うかもしれない。具体例が出てこなくても、建築、土地、債務等の問題と、調停手続への案内がマッチングするように、広報を検討するということである。

(委員)

保護司会でも勉強会があるので、いろいろな知識を得る目的で、調停手続について学んでもいいのかなと思う。パンフレットについては、Q&A形式等、分かりやすい形式になっているといいのではないかと思う。また、社会を明るくする運動のように、調停制度のPRの強化月間を設けることや、マスコットキャラクターを作って活動することも考えられる。

以上